

第1章 計画の基本的事項

I 計画策定の背景

行田市は、平成14年に『行田市環境基本条例』を制定し、環境の保全及び創造に関する基本理念を定めるとともに、市、事業者及び市民の責務を明らかにしています。また、平成16年3月に「行田市環境基本計画」を策定し、その後の社会経済環境などの変化を受け、平成21年3月に見直しを行いました。

見直しから5年が経過し、少子化・高齢化、人口減少社会の到来など、本市を取り巻く状況が大きく変化しており、行政に求められる課題も高度化・多様化しています。環境分野においては、ごみなどの家庭に身近な問題から、温暖化などの地球規模の問題まで様々な課題があります。

これらの課題に対応するため、生活・自然・地球環境に対する取組を総合的かつ計画的に推進する「第2次行田市環境基本計画」を策定します。

II 計画策定の目的

行田市環境基本計画は、『行田市環境基本条例』第3条※に定める基本理念に基づき、行田市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画であり、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とします。

※『行田市環境基本条例』第3条

(基本理念)

- 1 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が潤いと安らぎのある豊かな環境の恵みを受けられるとともに、人類の存続基盤である環境が良好に将来の世代に引き継がれるように適切に推進されなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、全ての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることに鑑み、地球規模の環境問題の解決に寄与する地域の取組として、あらゆる事業活動及び日常生活において推進されなければならない。

Ⅲ 計画の位置づけ

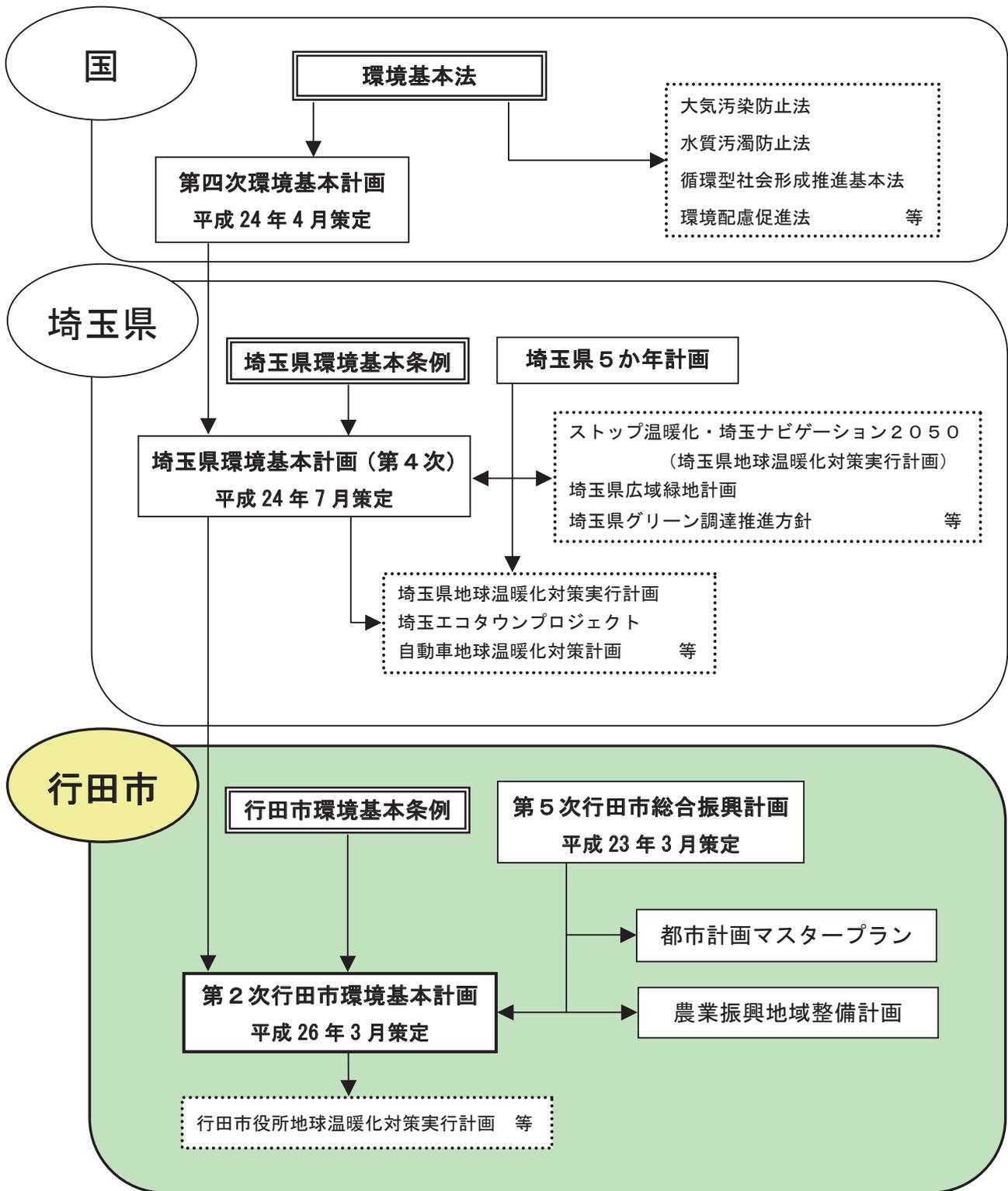


図1 行田市環境基本計画の位置づけ

Ⅳ 計画の期間

計画の期間は、平成26年度から平成35年度までの10年間とします。ただし、社会経済環境など著しく変化した場合には計画の見直しを行います。

Ⅴ 計画の推進主体及び対象範囲

計画の推進主体は、市民（市民団体）、市内に事務所を持つ事業者及び行田市の三者とします。

また、対象範囲は、表1のとおりです。

表1 対象範囲

分野	環境要素
生活環境	廃棄物、大気、水質、土壌、騒音、振動、地盤、悪臭、有害物質 等
自然環境	水辺、緑地、動植物、景観、公園 等
地球環境	エネルギー、地球温暖化 等
啓発活動	環境学習、環境情報、環境配慮活動 等